

令和元年5月29日  
自動車局 整備課  
環境政策課

## 違法マフラーなど不正改造車の排除を集中的に実施します。

～ 各地方運輸局で「不正改造車を排除する運動」強化月間が順次開始 ～

国土交通省では、安全を脅し環境悪化の要因となる不正改造車の排除に対する社会的気運の高まりから、各地方運輸局で『不正改造車を排除する運動』強化月間（6月：近畿・沖縄を除く運輸局、7月：近畿運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局）を定め、全国で163回以上の街頭検査を実施するなど、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、不正改造車のより一層の排除に向けた取り組みを集中的に実施します。

### 1. 全国で163回の街頭検査を計画

- 違法マフラーの装着、車体外にはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を集中的に実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

〔不正改造車の例〕



違法マフラー（バイク）



違法マフラー



タイヤはみ出し車両

### 2. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等により、マスメディア、インターネットサイト、SNS等を利用して、積極的に広報を実施。
- 全国の子バス事業者（別紙5）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- 自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。

### 3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置。
- 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車の排除のための諸活動に有効活用。

【問い合わせ先】 自動車局 整備課 児島・稲田  
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42424）・03-5253-8599（直通）  
環境政策課 高野・副島  
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）  
FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。